

# 平成27年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：産業人材育成課

担当名：技能振興担当

内線：4602

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B45	認定訓練育成指導費			一般会計	労働費	職業訓練費	職業訓練総務費	認定訓練育成指導費		
事業期間	昭和35年度～	根拠法令	職業能力開発促進法第24条、雇用保険法第63条、同法施行規則第123条	戦略項目		04	雇用の安心			
				分野施策		030105	産業人材の確保・育成			
<p>1 事業概要</p> <p>民間企業、団体が行う職業能力開発を促進するため、職業能力開発促進法第24条第1項に基づき認定された訓練を実施する事業者に対し補助金の交付を行い、認定された訓練が適切かつ安定して行われるよう指導・援助を行う。</p> <p>(1) 認定職業訓練実施事業者への補助 7,438千円 一部事業者の補助対象訓練生減少に伴う減</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容：事業者等が行う職業能力開発を促進し、県内人材の育成を図るため職業能力開発促進法第24条第1項に基づき認定された職業訓練を実施する事業者等に対し、補助金の交付を行う。 補助件数(見込み)21件</p> <p>(2) 事業計画：・認定職業訓練実施事業者の指導・育成、訓練実施に関する指導・監督 ・訓練運営費の助成 補助対象：認定職業訓練を実施する中小企業事業主又はその団体 補助対象経費：職業訓練の運営に要する経費 補助率：運営費の2/3又は、国の算定基準額のいずれか低い額</p> <p>(3) 事業効果：・労働者の職業能力の開発及び向上が図られる。 ・普通課程職業訓練の修了試験に合格した者は、技能検定学科試験が免除になる。</p> <p>(4) 民間・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 ・民間事業所、団体の持つ施設、指導員を活用し、技能者の育成を図る。</p> <p>(5) 補正予算の概要 一部事業者の補助対象訓練生数が当初計画に比べ減少したことに伴う減額</p>						
<p>2 事業主体及び負担区分 (国1/3・県1/3)事業者1/3</p>										
<p>3 地方財政措置の状況 なし</p>										
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.7人=6,650千円</p>										
予算額		財源内訳							一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金								
決定額	7,438	3,719						3,719	70,820	
現計額	78,258	39,129						39,129		